

相模原市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 2 号

相模原市下水道条例等の一部を改正する条例

(相模原市下水道条例の一部改正)

第 1 条 相模原市下水道条例(昭和 4 3 年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」を「災害その他非常の場合において、市長が法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるとき」に改める。

(相模原市簡易水道条例の一部改正)

第 2 条 相模原市簡易水道条例(平成 1 8 年相模原市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合(以下「非常時」という。)において、市長が法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者(本市を除く。以下「他の水道事業者」という。)又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定した者(以下「他の指定給水装置工事事業者」という。)に当該設計及び施行を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 2 条中「災害による」を削り、「災害により」を「非常時における」に改め、「が損傷した場合」を削り、「を可能とする」を「の」に改め、「必要と認めるときは」を削る。

第 1 3 条第 2 項中「市長又は」を「市長若しくは」に改め、「施行した給水装置工事」の次に「又は第 1 1 条第 1 項ただし書の規定により他の水道事業者若しくは他の指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事」を加える。

第20条中「第11条の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者、他の水道事業者又は他の指定給水装置工事事業者」に、「当該工事」を「給水装置工事(給水装置の修繕に係るものを除く。)」に改める。

第22条中「ものから」を「者から」に改める。

第23条第1項中「非常災害」を「非常時」に、「の損傷」を「が損傷した場合」に改める。

第37条第1項中「又は改造工事」を「又は当該改造工事」に改める。

(相模原市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 相模原市農業集落排水処理施設条例(平成19年相模原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第5条」を「第5条第1項」に、「市が指定した者」を「指定下水道工事店」に改め、同条ただし書中「特に市長が認めた」を「災害その他非常の場合において、市長が下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると認める」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第12条第1項中「する者」の次に「(使用者の変更により新たに使用することとなる者を除く。)」を加え、「(使用者の変更によるものは除く。)」を削る。

第13条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「新設等」を「新設、増設、改築又は撤去(以下「新設等」という。)」に改める。

第20条中「(以下「指定工事店」という。)」を削り、同条ただし書中「市長が特に」を「災害その他非常の場合において、市長が下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者(本市を除く。)の指定その

他これに類するものを受けた者に当該工事を行わせる必要があると」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。